

「札幌学院大学の内部質保証の方針、体制及び手続」

1. 内部質保証方針

本学の目的・教育目標を達成するために、「札幌学院大学大学評価に関する規程」で定めるところに従い、「自己評価」、「外部評価」を自主的・主体的に実施するとともに、所定の期間ごとに（公財）大学基準協会による「認証評価」を受審する。このことを通じて、本学の教育活動を不断に検証し、教育の質の維持・向上を図る。

2. 内部質保証の体制（権限と役割）

【内部質保証の推進組織】

- ・本学の内部質保証は、学長を委員長とする「大学評価委員会」が責任を持って推進する。（第3条）

【推進組織の権限と役割】

- ・大学評価委員会は大学評価の結果を検証し、検証の結果に基づき関係部局に対して必要な措置を勧告する。（第15条、第16条）
- ・「認証評価」の受審に際しては、大学評価委員会が大学全体を統括し、「点検・評価報告書」の作成等、責任を持ってその実施にあたる。（第14条）

【各部局の役割】

- ・学長、研究科長、学部長及び部局等の長は、所定の手続きに従って毎年「自己評価」を実施するとともに、大学評価の結果及び大学評価委員会からの勧告に基づき、必要な改善措置を講じなければならない。（第8条、第17条）

3. 自己評価及び外部評価の実施

【自己評価】

- ・学部・研究科・各種委員会等に置く「自己評価実施部会」が自己評価の実施に当たる。（第9条第1項）
- ・大学評価委員会は全学的な観点から実施部会の自己評価を統括する。（第9条第2項）

【外部評価】

- ・外部評価は、自己評価の客観性を担保するために、必要に応じて実施する。（第13条）

4. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は毎年度以下の取り組みを通じて内部質保証の推進に努める

「企画・設計」：本学の理念・目的・方針及び中期目標・中期計画等を達成するため、各部局が年度初めに「年次計画」を立案する。

「運用」：各部局が立案した「年次計画」を遂行する。

「検証」：各部局が年度末に、年次計画の遂行結果に基づき「実績報告」を行う。

「改善・向上」：各部局による上記サイクルの「点検・評価」及び大学評価委員会からの勧告に基づき、改善措置を講じる。